

東京都立青峰学園学校運営連絡協議会設置要綱

第 1 (名称)

この会の名称を「東京都立青峰学園学校運営連絡協議会」(以下「学校運営連絡協議会」という。

第 2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第 3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第 4 (組織)

- 1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する。

学識有識者 1 名、障害者雇用の専門家 1 名、近隣関係機関代表者 1 名、近隣公共施設代表者 1 名、青梅市立中学校長 1 名、地域住民代表 1 名、保護者代表 1 名の計 7 名とする。

内部委員は、校長、副校長 2 名、経営企画室長、主幹教諭(教務、生活指導、進路指導を主として司る者)の計 7 名とする。

- 2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画、立案、実施及び集計し、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

- 3 校長は、必要に応じて協議会の中に、主幹教諭等をオブザーバーとして参加させることができる。オブザーバーは、統括主幹、学科主幹、学部主幹の計 3 名とする。

第 5 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 6 (役員)

- 1 学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 1 名、学校評価委員会委員長 1 名、事務局長 1 名

- 2 会長は校長とする。

- 3 副会長、評価委員会委員長及び事務局長は校長が選任する。

第 7 (学校運営連絡協議会の回数及び開催時期)

学校運営連絡協議会は、5 月、10 月及び 1～2 月の年 3 回開催する。

第 8 (学校運営連絡協議会の運営等)

開催方法については、委員が一堂に会する集合形式ではなく、書面開催とすることがある。

第 9 (学校運営連絡協議会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第 10 (事務局)

東京都立青峰学園に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、主幹教諭等をもって充てる。

第11（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。